京都ピアノ技術専門学校	京都府	
京都民際日本語学校	京都府	［略］
［略］	［略］	
松江情報ビジネス専門学校・日本語コース	島根県	
岡山外語学院	岡山県	
［略］	［略］	

京都ピアノ技術専門学校	京都府	
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	
松江情報ビジネス専門学校・日本語コース	島根県	
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	

備考　表中の［　］は注記である。

○外務省告示第二百八十七号

令和三年三月四日にアスンシオンで、ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文の改正に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は令和四年七月七日に効力を生じた。

令和七年八月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

（ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣取極の改正に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、パラグアイ共和国の経済開発及び社会開発に寄与するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により実施されるＪＩＣＡ海外協力隊の事業（以下「事業」という。）に基づき協力隊員をパラグアイ共和国に派遣することに関し、日本国政府の代表者とパラグアイ共和国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及するとともに、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　ＪＩＣＡ海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）は、パラグアイ共和国政府の要請に基づき、両政府の権限のある当局の間で合意する別個の派遣計画により、日本国の現行法令に従いＪＩＣＡによりパラグアイ共和国に派遣される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、パラグアイ共和国政府の権限のある当局は外務省である。

2　予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とパラグアイ共和国との間の渡航費及びパラグアイ共和国における生活手当はＪＩＣＡにより負担され、また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械、自動車及び資材についてもＪＩＣＡにより使用に供される。

3　パラグアイ共和国政府は、事業の結果としてパラグアイ国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械、自動車及び資材がパラグアイ共和国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

4　パラグアイ共和国政府は、協力隊員に対して次の特権、免除及び便宜を与える。

(1)　2に規定する設備、機械、自動車及び資材の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(2)　2に規定する設備、機械、自動車及び資材の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び課徴金の免除

(3)　協力隊員の携行荷物、身回品、家財及び消費財の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(4)　国外から送金される2に規定する生活手当に対して又は当該生活手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

(5)　必要な医療施設が確保された医療を受ける便宜の提供

(6)　パラグアイ共和国政府により与えられる任務を遂行するために協力隊員が所在する場所における無料の基本的家具付住居施設

(7)　協力隊員の任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用の許可

(8)　協力隊員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するための身分証明書の発給

(9)　協力隊員の任期中、パラグアイ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件に係る手続に関する便宜の提供並びに領事手数料の免除

(10)　任務の遂行のため自動車を運転する必要のある協力隊員に対する自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(11)　協力隊員の任務の遂行に必要な他の措置

5　(1)　パラグアイ共和国政府は、日本国から派遣されて事業の活動に関連してＪＩＣＡにより与えられる任務をパラグアイ共和国において遂行する駐在調整員（以下「ＪＩＣＡ調整員」という。）を受け入れる。

(2)　パラグアイ共和国政府は、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員に対し、次の特権、免除及び便宜を与える。

(a)　ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員の携行荷物、身回品、家財、消費財並びにＪＩＣＡ調整員一名につき一台及びＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(b)　国外から送金される給与及び手当に対して又は当該給与及び手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

(c)　パラグアイ共和国に自動車を輸入しないＪＩＣＡ調整員及びその家族につき、当該ＪＩＣＡ調整員一名につき一台及び当該ＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び課徴金の免除

(d)　(a)及び(c)に規定する自動車の登録料の免除

(e)　自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

(f)　ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員に対するパラグアイ共和国に滞在するための身分証明書の発給

(g)　ＪＩＣＡ調整員に対する協力隊員を送迎するために空港の出入国手続地点を越えて入るための特別通行証の発給

(h)　ＪＩＣＡ調整員の任期中、パラグアイ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件手続のための便宜の提供並びに領事手数料の免除

(i)　ＪＩＣＡ調整員の任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用の許可

(j)　ＪＩＣＡ調整員の任務の遂行に必要な他の措置

(3)　(2)に規定する自動車が、その後パラグアイ共和国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を受ける権利を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対する当該租税は免除される。

6　パラグアイ共和国政府は、協力隊員、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員に対し、パラグアイ共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関のボランティア及び駐在調整員並びにこれらの者の家族の構成員に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

7　パラグアイ共和国政府は、パラグアイ共和国に滞在中の協力隊員、ＪＩＣＡ調整員及びその家族の構成員の安全を確保するために必要な措置をとる。

8　パラグアイ共和国政府は、協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、当該請求が当該協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。